

2019年度 安全報告書



2020年 7月

神奈中タクシー株式会社

目 次

I. 輸送の安全に関する基本的な方針	3
II. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況	4
III. 自動車事故報告規則第2条に基づく事故に関する統計	5
IV. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	5
V. 輸送の安全に関する重点施策	6
VI. 輸送の安全に関する計画	7
VII. 輸送の安全に関する予算額	9
VIII. 事故・災害等に関する報告連絡体制	11
IX. 安全統括管理者	11
X. 安全管理規程	11
XI. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた指導内容	11
XII. 行政処分および行政処분을踏まえた改善措置	11
別紙(1) 安全管理体制組織図	13
別紙(2) 緊急連絡図	14
別紙(3) 安全管理規程	15
関係会社における運輸安全マネジメントに関する取組みについて	21

弊社は、2019年7月1日に(株)神奈中タクシーホールディングスを存続会社として、子会社3社(相模中央交通(株)、神奈中ハイヤー(株)および伊勢原交通(株))を消滅会社とする吸収合併をいたしました。また、本合併に伴い存続会社である当社の商号が神奈中タクシー株式会社に変更となりました。

I. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 安全方針・安全宣言

【2020年度 安全方針】

地域の皆様に愛される「もっとも安全なタクシー」をめざします。

【2020年度 安全宣言】

- ・私達は、関係法令を遵守し、輸送の安全を最優先とします。また、常に安全体制を見直し、全社員が安全に対して共通の基盤を堅持します。
- ・私達は、お客様に対し「社名氏名」を名のり自己紹介を行うとともに、「シートベルト着用のお願ひ」を必ず行います。
- ・私達は、「指差呼称」による安全確認により安全運行に徹し無事故をめざします。

神奈中タクシー株式会社
取締役社長 福山 裕

2. 基本方針

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 社長及び役員は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行するため、絶えず輸送の安全に努めます。また、最新の機器設備の導入を積極的に行い、効果的な社員教育を定期的を実施することにより安全性の向上を図ります。
- (4) 当社は、社員の健康状態に起因する事故を防止するため、健康管理を主とした職場環境の構築に取り組みます。
- (5) 当社は、全社員が関係法令を遵守するとともに、すべてのお客様に上質なサービスを提供できるよう接客接遇の向上を目指します。
- (6) 輸送の安全に関する情報をはじめ当社の取り組みについては、ホームページ等において積極的に公表致します。

Ⅱ. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

1. 2020年度削減目標

【2020年度 削減目標】

- (1) 重傷事故『ゼロ』
- (2) 健康起因事故『ゼロ』
- (3) 飲酒運転『ゼロ』
- (4) 有責人身事故『2022年度までに半減』
- (5) 交差点事故『2022年度までに半減』
- (6) 固定物との衝突事故『2022年度までに半減』

2. 2019年度目標達成状況

統合前に各社で計画した目標を継続して取り組みました。

相模中央交通(株) 伊勢原交通(株)	神奈中ハイヤー(株)
<ul style="list-style-type: none">・自動車事故報告規則第2条第1項の規定に該当する当社が第一当事者の事故『ゼロ』・事故件数15.2%削減・交通弱者との人身事故ゼロ	<ul style="list-style-type: none">・重傷事故/軽傷事故/車内事故/ドア開閉事故『ゼロ』・後退事故/追突事故/自爆事故『対前年 50%削減』

上記のいずれの目標についても達成することができませんでした。2019年度の事故内容を分析し、目標の未達要因を検討した結果をふまえて2020年度の削減目標を作成致しました。なお、2022年度まで3年間かけて達成するものとし、2020年度は事故件数18.6%削減としました。都度、目標達成状況を検証し、取り組み内容を検討していき、2022年度末までに目標を達成させます。

Ⅲ. 自動車事故報告規則第2条に基づく事故に関する統計

自動車事故報告規則第2条第1項に基づく事故報告件数(当社が第二当事者となる事故も含む)	3件
---	----

Ⅳ. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別紙(1)のとおりです。

Ⅴ. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を効果的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。



新型車両と新デザインの制服



本社に教官と教習室を配置



新型メーターの導入
(デジタルタコグラフ機能付)



大規模災害想定訓練

VI. 輸送の安全に関する計画

1 輸送の安全を確保するため、次のとおり、社長及び役員、安全統括管理者による営業所及び営業拠点の巡回、各委員会の開催等を実施してまいります。

- (1) 全国交通安全運動等における社長及び安全統括管理者による営業所巡回(4回)
- (2) 社長及び役員、安全統括管理者による営業所点呼立会い及び営業拠点の巡回(適宜)
- (3) 事故防止対策委員会の開催(本社にて毎月1回)
- (4) 営業所内事故防止対策委員会の開催(各営業所で毎月1回)
- (5) 全国交通安全運動等における営業所間の相互街頭査察



安全統括管理者による巡視



事故防止対策委員会の開催



役員による点呼立会い



交通安全運動における街頭査

2 下記の内容に基づき内部監査を実施し、是正措置又は予防措置を講じ安全性の向上に努めます。

種 別	目 的	実施時期・回数
定期内部監査	安全管理、運行管理等の状況を確認	各営業所年1回以上
特別内部監査	重大事故発生時等における安全管理体制の再確認および改善事項の抽出	事故等発生後直ちに
フォローアップ監査	定期・特別内部監査による指摘事項の確認	適宜

上記の他、神奈川中央交通(株)による運輸安全マネジメント監査を適宜実施しております。

3. 安全に関する教育・研修について、下記のとおり実施し安全性の向上に努めます。

項目		内容	実施時期 回数	対象者
関係当局・協会からの 通達に基づく教育・指導		全国交通安全運動等の 実施に伴う街頭指導、営 業所点呼立会等	安全運動等 の実施時期	全従業員
本社における 教育・研修	管理者に よる 教育・研修	新入乗務員研修	入社時	新入乗務員全員
		新入事務員研修		新入事務職員全員
		フォローアップ研修	入社3・6 12ヶ月後	新入社員全員
		事故防止研修	随時	事故惹起者
		接客接客教育	随時	モニター調査結果に よる指導対象者
		特別教育	特定事故 発生時	事故惹起者
	教官に よる 教育・研修	新入乗務員研修	入社時	新入乗務員全員
		事故防止教育	随時	事故惹起者
		高齢運転者教育	適齢診断 受診時	高齢乗務員
		接客接客教育	随時	モニター調査結果に よる指導対象者
		特別教育	特定事故 発生時	事故惹起者
	外部講師に よる 教育研修	運行管理者研修	年1回	運行管理者及び 運行管理者補助者 全員
		安全マネジメント講習	年1回	係長及び副所長 以上の管理職
		管理職研修	年1回	係長及び副所長 以上の管理職
		実技講習	年1回	事故防止対策委員 および班長運転士
		事故防止講習	年1回	全乗務員
		健康起因事故防止講習	年1回	全乗務員

項 目	内 容	実施時期 回数	対 象 者
営業所における教育・指導	集合教育	月1回	所員全員
	高齢運転者教育	適齢診断 受診時	高齢乗務員
	適性診断受診者教育	3年毎	適齢診断対象者を 除く全乗務員
	新人乗務員研修	入社時	新入乗務員全員
	フォローアップ研修	入社3・6 12ヶ月後	新入乗務員全員
	乗務員添乗教育	随時	事故惹起者
	接客接遇教育	随時	モニター調査結果に よる指導対象者
	小集団活動	随時	全乗務員(班単位)
	安全対策小集団討議	年1回	乗務員の一部



運行管理者研修(2019年度は損保会社より講師を招き、事故対応について研修を行いました。)



外部講師による事故防止講習(乗務員を対象にした研修を各営業所で実施。)



【事故惹起者を対象にした事故防止講習】
 本社において、自らの事故について説明させ、再発防止策を参加者で検討します。



【事故惹起者を対象にした事故防止講習】
 実際の車両を用いながら、車の動かし方や死角をいかに補うかについて学習します。



【小集団活動(たこつぼ訓練・後退)】
 7メートル四方にパイロンを設置。方向転換を行い、死角と車両の動きを理解させる。



【小集団活動(交差点における死角について)】
 狭隘交差点を段ボールで作り、死角を実感させる。高さによる見え方等。



【後方の死角の確認】
 出庫前の乗務員に、運転席からパイロンの見える距離を確認してから出庫する取組み。



【教官によるタクシー乗り場における声かけ】
 教官は営業車両に添乗するとともに、拠点駅に赴き、声掛けを行います。

VII. 輸送の安全に関する予算額

1. 設備投資実績

導入年度	機器名	導入理由
2003年度 ～ 2018年度	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール検知器 ・速度警報付デジタルタコグラフ ・GPS自動乗務記録日報システム ・ドライブレコーダー ・デジタルプロジェクター ・デジタルタコグラフ解析ソフト ・車内防犯カメラ ・睡眠測定器 ・乗降用ドアランプ ・バックカメラ ・LED室内灯 ・LED前照灯 <p style="text-align: right;">他</p>	それぞれの機能を活用した、運行管理及び安全指導を実施し事故撲滅を図るため
2019年度 ～ 2020年度	<ul style="list-style-type: none"> ・先進安全自動車(ASV)の積極導入 衝突被害軽減ブレーキ ふらつき注意喚起装置 車両安定性制御装置 先進ライト ・新型メーター器への代替 デジタルタコグラフ/自動日報機能 営業所内通信機能 ETC2.0/シートベルト着用案内機能 他 ・ドライブレコーダーの代替 車内カメラ一体型・常時録画型へ統一 通信型ドライブレコーダーの導入検討 ・アルコール検知器のバージョンアップ 免許証リーダーの追加設置 労働時間情報の連携 ・会社統合による安全装備の統一 LEDライト・バックカメラ ・適性診断受診機(NASVAネット) <p style="text-align: right;">他</p>	輸送の安全の更なる確保のため、会社統合により安全装備を統一する

2. 2019年度実績額および2020年度予算額

(単位:千円)

項目	2019年度実績	2020年度予算
安全対策に関わる機器 車両代替費用・基本装備費用(メーター器等)を除く	16,462	30,225
安全対策にかかわる人件費 乗務員の人件費を除く	31,672	41,108
褒賞 無事故表彰 事故防止コンクール 班別無事故表彰等	5,426	8,847
合計	53,560	80,180



オゾン除菌装置



アルコール検知器
免許証読取装置新設



お客様向けタブレット端末
シートベルト着用依頼機能



メーター情報受信装置



新人乗務員用
メーター練習機



新型車両の導入
(スロープ板付)

VIII. 事故・災害等に関する報告連絡体制

別紙(2)のとおりです。

IX. 安全統括管理者

取締役副社長 秋元 隆宏

X. 安全管理規程

別紙(3)のとおりです。

XI. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

- (1) 内部監査を実施し、その結果に関する改善措置は完了しております。
- (2) 引き続き、2020年度においても内部監査を実施し、是正措置又は予防措置を講じてまいります。

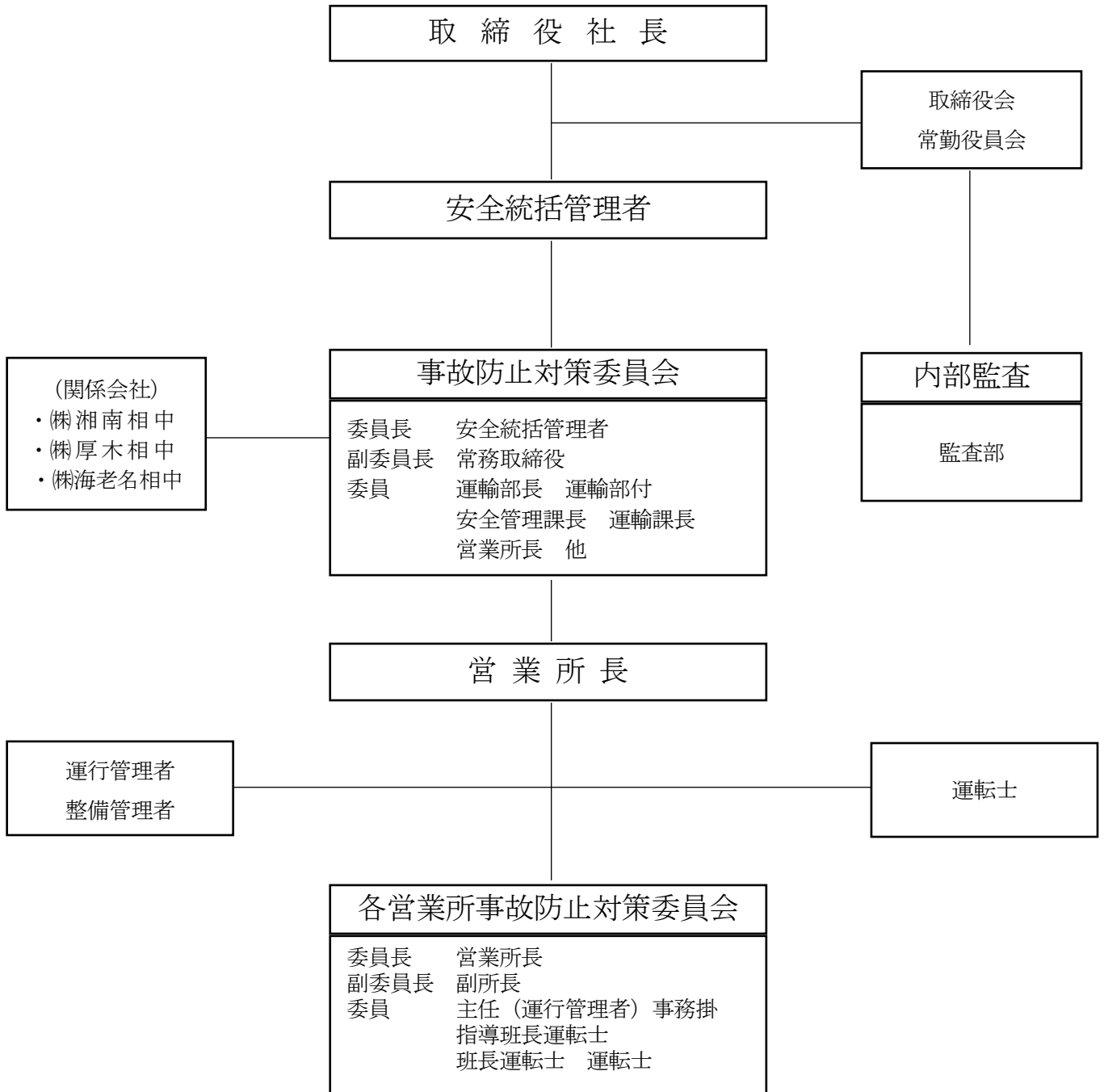
XII. 行政処分および行政処分内容を踏まえた改善措置

該当する事項はありません。

以上

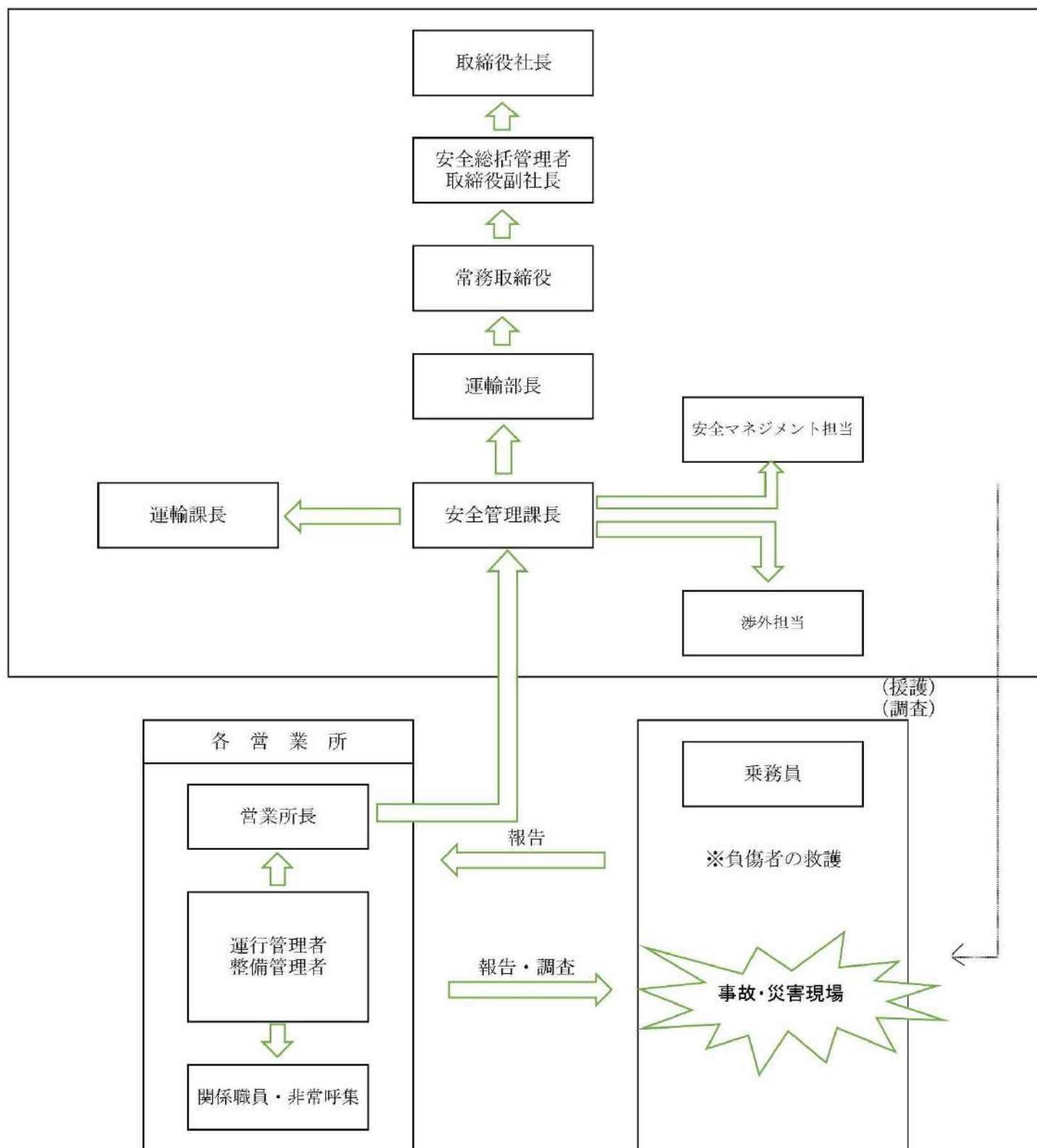
安全管理体制組織図

神奈中タクシー株式会社
(令和2年4月1日現在)



緊急連絡図

神奈中タクシー株式会社
(令和元年7月1日現在)



神奈中タクシー株式会社 安全管理規程

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、神奈中タクシー株式会社（以下「当社」という。）の輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって 輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係るすべての業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長および役員は、輸送の安全の確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

2 社長および役員は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

3 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

4 当社は、従業員がヒヤリ・ハット等の輸送の安全を損なうリスク情報を通報・報告することについて、その通報・報告内容による処罰は行わない。ただし、虚偽、法令違反、重大な怠慢および故意によるものを除く。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 当社は、前条に基づき、次に掲げる事項を重点施策として実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
- ⑥ 従業員の健康および疲労、睡眠不足等に起因する事故を防止するため、健康管理を主とした職場環境の構築に取り組み、これを適確に実施すること。

2 当社は、傘下グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる重点施策について達成目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成するため各重点施策について必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 3 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 4 社長および役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 社長は次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、企業統治を適確に行う。

- ① 安全統括管理者
- ② 運行管理者
- ③ 整備管理者
- ④ その他必要な責任者

2 安全統括管理者は、各委員会を開催し、輸送の安全の確保に関する研究調査を行い、事故防止対策を策定し実施する。

3 安全統括管理者および営業所長は、所内各対策会議を開催し、輸送の安全の確保に関し営業所内を総括し、所内の運行管理者、整備管理者等従業員の指導監督を行う。

4 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、別紙1の「安全管理体制組織図」および別紙2の「緊急連絡図」による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 社長は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、安全統括管理者を解任する。
- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ② 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - ③ 関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底するため全従業員に対して必要な教育または訓練を行うこと。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、全従業員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時、内部監査を行い、社長および役員に報告すること。
- ⑥ 社長および役員に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者および整備管理者を統括管理すること。
- ⑧ その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 安全統括管理者は、社長および役員と現業従業員との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努めるとともに、安全性を損なうような事態を発見した場合には、これを看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙2の「緊急連絡図」による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、社長・役員および社内の必要な部課等に速やかに伝達されるよう努める。

3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した際の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 従業員は、ヒヤリ・ハット等の輸送の安全を損なうリスク情報を発見した場合は、速やかに社内の必要な部所等に通報・報告する。

5 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び訓練）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育 および訓練に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第15条 安全統括管理者は、自らまたは監査部に依頼し安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長および役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、緊急の是正措置または予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第16条 社長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、改善に関する方策を検討し、是正処置または予防措置を講じる。

2 社長は悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合には、安全対策全般を見直し、現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第17条 社長は、以下の事項について毎年度公表する。

- ① 輸送の安全に関する基本的な方針
- ② 輸送の安全に関する目標および当該目標の達成状況
- ③ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計
- ④ 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統
- ⑤ 輸送の安全に関する重点施策
- ⑥ 輸送の安全に関する計画
- ⑦ 輸送の安全に関する予算・実績額
- ⑧ 安全統括管理者
- ⑨ 安全管理規程

⑩ 輸送の安全に関する教育および訓練の計画

⑪ 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた措置内容

2 事故発生後における再発防止策、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長および役員に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録および保存の方法は別に定める。

付 則

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

2020年度
運輸安全マネジメントに関する取り組み
について

株 式 会 社 湘 南 相 中
株 式 会 社 厚 木 相 中
株 式 会 社 海 老 名 相 中

2020年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

株式会社湘南相中

I. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 安全宣言

『 地域の皆様に愛される「もっとも安全なタクシー」をめざします。 』

- ・私達は、関係法令を遵守し、輸送の安全を最優先とします。また、常に安全体制を見直し、全社員が安全に対して共通の基盤を堅持します。
- ・私達は、お客様に対し「社名氏名」を名のり自己紹介を行うとともに、「シートベルトの着用のお願ひ」を必ず行います。
- ・私達は、「指差呼称」による安全確認により安全運行に徹し無事故をめざします。

2. 基本方針

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 社長及び役員は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行するため、絶えず輸送の安全に努めます。また、最新の機器設備の導入を積極的に行い、効果的な社員教育を定期的実施することにより安全性の向上を図ります。
- (4) 当社は、社員の健康状態に起因する事故を防止するため、健康管理を主とした職場環境の構築に取り組みます。
- (5) 当社は、全社員が関係法令を遵守するとともに、すべてのお客様に上質なサービスを提供できるよう接客接遇の向上を目指します。
- (6) 輸送の安全に関する情報をはじめ当社の取り組みについては、ホームページ等において積極的に公表致します。

株式会社湘南相中
取締役社長 土生 和男

Ⅱ. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

1. 2020年度削減目標

- (1) 重傷事故『ゼロ』
- (2) 健康起因事故『ゼロ』
- (3) 飲酒運転『ゼロ』
- (4) 有責人身事故『2022年度までに半減』
- (5) 交差点事故『2022年度までに半減』
- (6) 固定物との衝突事故『2022年度までに半減』

2. 2019年度目標達成状況

- (1) 自動車事故報告規則第2条第1項の規定に該当する当社が第一当事者の事故
→ 2019年度は、該当する事故はなく目標を達成致しました。
- (2) 2019年度は、前年度対比15.0%の削減を目標と致しました。
→ 目標を達成できませんでした。
- (3) 2019年度は、交通弱者との人身事故ゼロを目標と致しました。
→ 目標を達成できませんでした。

2019年度の結果を踏まえ、1の通りの目標を掲げます。

Ⅲ. 行政処分および行政処分内容を踏まえた改善措置

- ・該当する事項はありません。

以上

2020年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

株式会社厚木相中

I. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 安全宣言

『 地域の皆様に愛される「もっとも安全なタクシー」をめざします。 』

- ・私達は、関係法令を遵守し、輸送の安全を最優先とします。また、常に安全体制を見直し、全社員が安全に対して共通の基盤を堅持します。
- ・私達は、お客様に対し「社名氏名」を名のり自己紹介を行うとともに、「シートベルトの着用のお願ひ」を必ず行います。
- ・私達は、「指差呼称」による安全確認により安全運行に徹し無事故をめざします。

2. 基本方針

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 社長及び役員は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行するため、絶えず輸送の安全に努めます。また、最新の機器設備の導入を積極的に行い、効果的な社員教育を定期的実施することにより安全性の向上を図ります。
- (4) 当社は、社員の健康状態に起因する事故を防止するため、健康管理を主とした職場環境の構築に取り組みます。
- (5) 当社は、全社員が関係法令を遵守するとともに、すべてのお客様に上質なサービスを提供できるよう接客接遇の向上を目指します。
- (6) 輸送の安全に関する情報をはじめ当社の取り組みについては、ホームページ等において積極的に公表致します。

株式会社厚木相中
取締役社長 土生 和男

Ⅱ. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

1. 2020年度削減目標

- (1) 重傷事故『ゼロ』
- (2) 健康起因事故『ゼロ』
- (3) 飲酒運転『ゼロ』
- (4) 有責人身事故『2022年度までに半減』
- (5) 交差点事故『2022年度までに半減』
- (6) 固定物との衝突事故『2022年度までに半減』

2. 2019年度目標達成状況

- (1) 自動車事故報告規則第2条第1項の規定に該当する当社が第一当事者の事故
→ 2019年度は、該当する事故はなく目標を達成致しました。
- (2) 2019年度は、前年度対比26.3%の削減を目標と致しました。
→ 目標を達成致しました。
- (3) 2019年度は、交通弱者との人身事故ゼロを目標と致しました。
→ 目標を達成致しました。

2019年度の結果を踏まえ、1の通りの目標を掲げます。

Ⅲ. 行政処分および行政処分内容を踏まえた改善措置

- ・該当する事項はありません。

以上

2020年度運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

株式会社海老名相中

I. 輸送の安全に関する基本的な方針

1. 安全宣言

『 地域の皆様に愛される「もっとも安全なタクシー」をめざします。 』

- ・私達は、関係法令を遵守し、輸送の安全を最優先とします。また、常に安全体制を見直し、全社員が安全に対して共通の基盤を堅持します。
- ・私達は、お客様に対し「社名氏名」を名のり自己紹介を行うとともに、「シートベルトの着用のお願ひ」を必ず行います。
- ・私達は、「指差呼称」による安全確認により安全運行に徹し無事故をめざします。

2. 基本方針

- (1) 社長及び役員は、輸送の安全が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 社長及び役員は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行するため、絶えず輸送の安全に努めます。また、最新の機器設備の導入を積極的に行い、効果的な社員教育を定期的実施することにより安全性の向上を図ります。
- (4) 当社は、社員の健康状態に起因する事故を防止するため、健康管理を主とした職場環境の構築に取り組みます。
- (5) 当社は、全社員が関係法令を遵守するとともに、すべてのお客様に上質なサービスを提供できるよう接客接遇の向上を目指します。
- (6) 輸送の安全に関する情報をはじめ当社の取り組みについては、ホームページ等において積極的に公表致します。

株式会社海老名相中
取締役社長 土生 和男

Ⅱ. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

1. 2020年度削減目標

- (1) 重傷事故『ゼロ』
- (2) 健康起因事故『ゼロ』
- (3) 飲酒運転『ゼロ』
- (4) 有責人身事故『2022年度までに半減』
- (5) 交差点事故『2022年度までに半減』
- (6) 固定物との衝突事故『2022年度までに半減』

2. 2019年度目標達成状況

- (1) 自動車事故報告規則第2条第1項の規定に該当する当社が第一当事者の事故
→ 2019年度は、該当する事故はなく目標を達成致しました。
- (2) 2019年度は、前年度対比16.2%の削減を目標と致しました。
→ 目標を達成できませんでした。
- (3) 2019年度は、交通弱者との人身事故ゼロを目標と致しました。
→ 目標を達成できませんでした。

2019年度の結果を踏まえ、1の通りの目標を掲げます。

Ⅲ. 行政処分および行政処分内容を踏まえた改善措置

- ・該当する事項はありません。

以上

神奈中タクシーでは
皆様に安心してご乗車いただくためのさまざま
な取り組みについて情報発信しています。

<https://kanachu-taxi.co.jp/>

新型コロナウイルス感染拡大に対する対応について（動画より）

<https://kanachu-taxi.co.jp/news/20200310/>

